

## 5 申告会場に持参するもの（スマホ申告コーナーを利用する方も持参してください）

(1) 申告相談受付票 … 事前に記入の上持参してください。（1月8日以降に区（自治会）を通して配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。）

### （2）本人確認等ができるもの

必要なもの	書類名
マイナンバーが分かるもの (申告者本人、扶養親族等分)	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票
身元確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、在留カード等
口座番号がわかるもの	預貯金通帳、キャッシュカード等
利用者識別番号がわかるもの (番号を取得済の方のみ)	確定申告のお知らせハガキ（税務署から届くもの） 利用者識別番号の通知（税務署から届くものまたは町申告会場で交付したもの）

### （3）所得の内容がわかるもの（該当するものがある方）

所得の種類	書類名
給与所得	源泉徴収票、支払証明書（令和7年分） ※紛失された場合には、支払者に再発行を依頼してください 働いた日数や日額（月額）等がわかるもの（上記のものがない方）
年金所得	源泉徴収票（令和7年分） ※紛失された場合には、支払者に再発行を依頼してください
事業所得（営業・農業） 不動産所得	収支内訳書（令和7年分：令和7年1月～12月） 関係帳簿（収入と経費を科目別に集計したもの） ※集計・作成していない場合には、申告相談を受付できません その他領収書、補助金等の交付額がわかる書類
一時所得	満期（解約）保険等の支払証明書（保険会社が発行）
雑所得	個人年金等の支払調書（保険会社が発行） 配分金支払証明書（シルバー人材センターが発行）
譲渡所得 (公共事業で売却した土地・建物のみ)	売買契約書、買取証明書等の交付された書類一式 売却するためにかかった費用の領収書等

### （4）控除の内容がわかるもの（該当するものがある方）

控除の種類	書類名
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書類、国民年金の控除証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	保険料控除証明書（保険会社が発行）
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等
医療費控除	医療費控除の明細書 ※集計・作成していない場合には、申告相談を受付できません 医療費のお知らせ（健康保険組合等が発行） その他領収書、証明書等
寄附金控除	寄附金受領証等 ※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方も必ず持参してください
住宅借入金等特別控除 (2回目以降)	住宅借入金等特別控除申告書（税務署が発行） 借入金の年未残高証明書（金融機関が発行）
勤労学生控除	学生証、在学証明書
扶養控除（国外居住者のみ）	親族関係書類（日本語訳された戸籍謄本、出生証明書等） 送金関係書類（クレジットカード利用明細書等） ※30歳以上70歳未満の国外居住親族の扶養控除は以下のいずれかに該当する場合のみ適用可能です ①留学により国内に住所を有しなくなった方 ②障害者 ③申告者から令和7年中において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

## 3 スマホ申告（電子申告）について

令和8年1月から、ご自身のスマートフォン・パソコンでマイナンバーカードを利用した町民税・県民税の電子申告が可能になります。確定申告は、これまでどおり国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用したe-Taxで行えます。

申告会場へ出向くことなく、ご自宅から申告手続きができますので、ぜひご利用ください。



町ホームページ内のリンクから  
e-Taxで申告できます



国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」

【e-Tax・作成コーナーの操作】  
などに関する問合せ先

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎ 0570-01-5901

（受付）月曜日～金曜日  
(休祝日および12月29日～1月3日を除きます)

今年は、町の申告会場にスマホ申告コーナーを設置します。スマホ申告を体験したい方・操作方法がわからない方は、次ページおよび以下のものをご用意のうえ、申告会場にお越しください。

- (1) ICカード読み取り機能付きのスマートフォン  
(事前に「マイナポータルアプリ」のインストールをお願いします。)
- (2) マイナンバーカードと以下の2種類のパスワード  
①署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16文字） ②利用者証明用電子証明書用パスワード（数字4桁）

パスワードが分からぬ方・有効期限が切れてしまった方は、茨城町役場町民課で再設定・更新ができます。

## 4 申告相談日程

申告相談は以下の日程で実施します。（指定日以外の日に来場することも可能です。）

月	指定日	対象者・地区
2月	12日(木)・13日(金)	給与所得者・公的年金所得者の還付申告
	16日(月)	木部・飯沼・上飯沼・下飯沼
	17日(火)	下土師・奥谷・越安
	18日(水)	菖蒲原・駒渡・野曾・南栗崎・南川又
	19日(木)	矢頭・谷田部
	20日(金)	長岡・植農・三島
	24日(火)	前田・小鶴
	25日(水)	桜の郷・馬渡・近藤・常井
	26日(木)	大戸
	27日(金)	町内全地区
3月	1日(日)	平日に来られない方
	2日(月)	小幡・下座・生井沢・南島田
	3日(火)	秋葉・神谷・下雨ヶ谷・上雨ヶ谷・鳥羽田
	4日(水)	小堤・駒場・神宿・海老沢
	5日(木)	城之内・宮ヶ崎・網掛
	6日(金)	上石崎
	9日(月)	中石崎・若宮
	10日(火)	下石崎
	11日(水)・12日(木)	町内全地区
	13日(金)・16日(月)	

申告相談初日と毎週月曜日は混雑する傾向にあります。  
時間帯は、午前8時～10時30分頃が混雑する傾向にあります。



日曜日は、期間中最も混雑します。  
長時間お待ちいただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

正午から午後1時までの間は、受付・整理券配布を休止します。